

牟岐町職員懲戒処分の公表について

職員を懲戒処分したので、「牟岐町職員の懲戒処分の公表基準」により、次のとおり公表します。

被処分者	教育委員会 主任 30代 男性
処分年月日	令和2年12月28日
処分内容	減給1箇月（令和3年1月1日～31日）給料月額の10分の1
処分理由	被処分者は、令和元年7月31日まで前任の産業課で農業関係の事務を担当していた。当時担当していた農業関係の事務で人事異動後に不適切な事務処理を発見し、令和元年12月5日付けで戒告処分を行うとともに、適切に処理するよう命令していたが、事務書類の整理など期限内に遂行されていないため、事務が停滞し職員や関係者に多大な迷惑をかけた。

この度の当該職員の行為は、公務員としての職務上の義務に違反し、職員全体の信頼・信用を著しく失墜させるものであります。

今後このようなことがないよう職員への指導を徹底し、再発防止と町民の皆様
の信頼回復に全力を尽くして参ります。

令和3年1月4日

牟岐町長 枅富 治